

行政区における防災訓練のポイント

以下の 8 項目について、防災訓練を通じて、区民全員で確認してください。

1 地震発生直後の安全確保行動（シェイクアウト）を確認する。

次の【安全確保行動】を地震発生時に実践してください。

- (1) 姿勢を低く！
- (2) 頭を守って！
- (3) 揺れが収まるまでじっとして、動かない！



2 地震発生直後、避難行動を開始する基準を確認する。

在宅時、笛吹市において「震度 5 弱以上」の地震が起こった場合、自主的に行政区で決められている一時避難場所へ避難する。

3 一時避難場所を確認する。

各行政区で決められている「一時避難場所」について

_____区の「一時避難場所」は、_____です。

4 発災直後の安否確認方法を確認する。

笛吹市で震度 5 弱以上の地震が発生した場合、自宅に被害がなくても、必ず一時避難場所へ避難し、組長に家族の安否と近隣の被害情報を伝えます。

避難の際は、隣近所で相互に声かけを行い、安否と被害状況を確認して、一時避難所に避難する。

5 発災時の「共助」の大切さを確認する。

発災時、行政区役員及び消防団員は、避難の際に支援が必要な方（要支援者）の安否確認、避難誘導や、建物内に閉じ込められた人の救助活動を行います。

この際、迅速な対応が求められることから、地域住民が力を合わせて共助の活動に協力する。

6 災害種別ごとの指定避難所を確認する。

災害種別ごとに指定避難所が異なる地域があります。お住いの地域で、想定される災害と指定避難所の場所を確認してください。

また、自宅が被災して避難する場合の避難先は、指定避難所ありきではなく、親戚宅、知人宅への避難など、分散避難を平時のうちに計画してください。

7 各世帯で非常持出品及び備蓄品を準備する。

各世帯で、避難の際に必要なものを「非常持出品」として準備する。

また、救援物資等は、発災後すぐに届かないことが想定されるため、最低3日分、可能であれば1週間から10日分の「備蓄品」を準備する。

8 各家庭におけるマイ・タイムラインの作成について確認する。

訓練当日、区を中心に、マイ・タイムラインの必要性について確認し、各家庭において、いつ起こるか分からない自然災害に備え、自分自身や家族が「いつ」「何をするのか」を計画する。



安否確認及び被害情報の取りまとめ方法について

【安否確認とは】

安否確認とは、震災、水害など大きな災害に見舞われた時に、地域住民などの生存や、現在の状況を確認することを意味します。

自力での移動が難しい一人暮らしの高齢者をはじめ、家族や隣人、友人、地域の構成員などの無事を確認し、安全な環境を確保することが大切です。負傷している場合は、救急車を呼ぶ必要があります。安否が確認できない場合は、救出を急がなければならない可能性もあります。

このため、安否確認は、正確に素早く行う必要があります。

行政区のように多くの住民の安否確認を行う場合は、一人ひとりに連絡をするのは非効率な上、災害時には電話が繋がらないこともあります。安否情報の確認、集計に膨大な時間と手間が必要になる可能性が高く、事前に対策を講じる必要があります。

地震や水害などによる緊急事態が起きた時は、最も身近に接している近隣住民などの情報をもとに行政区役員が安否確認を行うことが重要です。

また、安否確認情報と併せて、近隣の被害情報も収集し、取りまとめを行いましょう。

【安否確認のポイント】

隣近所で相互に声を掛け合う

地震などの自然災害が発生した場合、まずは隣近所の家に声を掛け合い、安否を確認することが重要です。迅速に安否確認等を行うことによって、救助が必要な人を素早く発見し、助けることができます。

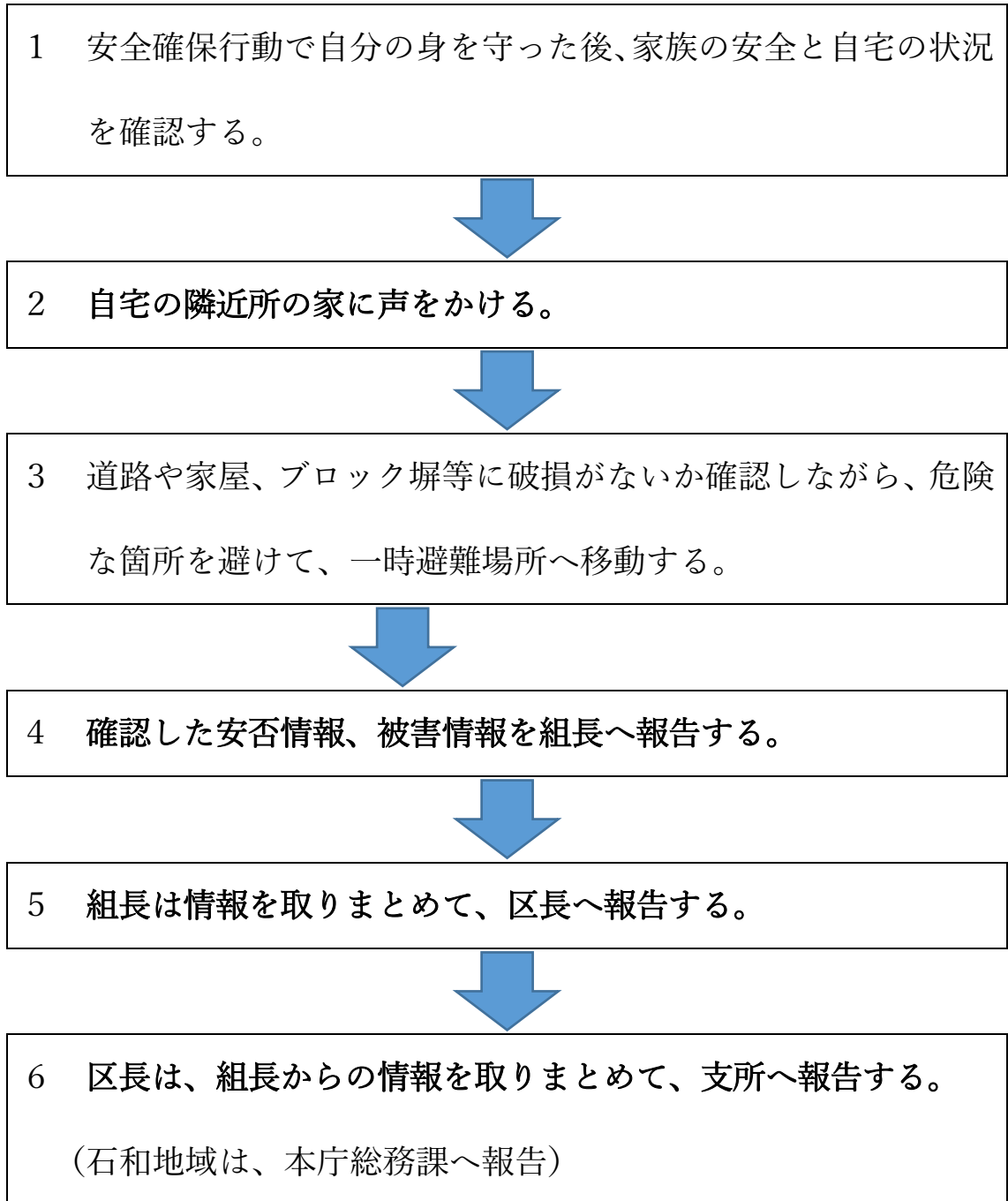
情報を集約させる

地域住民が近隣の安否確認情報等を一時避難場所において組長に報告し、組長は、区長に報告するというように情報を集約します。

もし、近隣住民の安否確認で救助が必要な人がいる場合は、救急車を要請するとともに、組長に連絡をします。

※行政区内における安否確認及び被害情報の取りまとめ方法は、裏面のとおりです。

<安否確認及び被害情報の取りまとめ方法>



※発災時、支所への報告の際、固定電話や携帯電話が使用できない場合は、消防団の無線機を使用して報告してください。

指定避難所を確認しましょう！

指定避難所は、災害による危険が予想される場合に、あらかじめ避難し、災害の危険性がなくなるまでの間、一時的に滞在する場所です。また、大規模災害が発生した際に、自宅が被災し家に戻れなくなった方が、一定期間滞在する場所でもあります。

本市で発生するおそれのある、地震災害、大雨等による水害、土砂災害では、それぞれ開設する避難所が異なります。あらかじめ、ご自身の指定避難所を確認し、災害に備えましょう。

※浸水害が想定されるなど、屋内で安全が確保できない地域は、早期の立ち退き避難（水平避難）が重要とされています。大規模洪水時には、指定避難所だけでなく、親戚や知人宅等への避難、あるいは車中避難も含め、平時のうちから避難方法を検討しましょう。

災害別指定避難所

地震の場合

NO	指定避難所名	住所	指定避難所対象行政区名
1	石和南小学校	石和町市部 720	石和町（東町（笛吹川右岸）、仲町、西町、窪中島、四日市場）
2	石和東小学校	石和町中川 478	石和町（上平井、中川、川中島（荒屋地区））
3	石和北小学校	石和町松本 1442-20	石和町（川中島（荒屋地区を除く）、八田、山崎、松本、駅前、山岸）
4	富士見小学校	石和町今井 10	石和町（東高橋、今井、河内、砂原、井戸、東油川、恵比寿）
5	石和西小学校	石和町唐柏 360	石和町（唐柏）
6	石和中学校	石和町小石和 716	石和町（広瀬）
7	スコレーセンター	石和町広瀬 626-1	石和町（小石和）
8	笛吹高校	石和町市部 3	石和町（東町（笛吹川左岸）、日の出、下平井、向田） 御坂町（下成田）
9	御坂西小学校	御坂町夏目原 592-1	御坂町（二之宮、夏目原、金川原、井之上、下井之上）
10	御坂児童センター	御坂町栗合 372-12	御坂町（八千蔵、栗合）
11	御坂中学校	御坂町下野原 1257	御坂町（尾山、下野原、蕎麦塚、竹居、大野寺、二階）
12	御坂東小学校	御坂町上黒駒 1692	御坂町（藤野木、新田、立沢、戸倉、十郎、新上宿、坂野、道場、駒留、若宮、八反田、下黒駒）
13	みさかの湯	御坂町成田 2200	御坂町（成田、国衛）

14	一宮中学校	一宮町末木 801	一宮町(下矢作、小城、北都塚、一ノ宮、末木、本都塚、国分)
15	一宮西小学校	一宮町東原 330-2	一宮町(竹原田、金田、東原、坪井、田中)
16	一宮南小学校	一宮町土塚 655-2	一宮町(市之蔵、新巻、塩田、神沢、東新居、狐新居、金沢、土塚、石、千米寺)
17	一宮北小学校	一宮町中尾 933	一宮町(地藏堂、中尾、南野呂、北野呂、上矢作)
18	八代総合会館	八代町南 527	八代町(増田)
19	若彦路ふれあいスポーツ館	八代町南 457	八代町(南、北)
20	浅川中学校	八代町岡 1111	八代町(岡、永井、米倉)
21	八代小学校	八代町岡 780	八代町(高家、竹居、奈良原)
22	境川スポーツセンター 一体育館	境川町三柵 7	境川町(石橋、三柵、大坪、境)
23	境川小学校	境川町小黒坂 1941	境川町(大黒坂、小黒坂、小山、前間田)
24	境川坊ヶ峯ふれあい センター	境川町藤壘 2588	境川町(原、大窪、藤壘)
25	寺尾の湯	境川町寺尾 1534	境川町(上寺尾、中寺尾、間門)
26	春日居小学校	春日居町桑戸 664	春日居町(熊野堂下、熊野堂上、下岩下上、下岩下下、別田、桑戸北、桑戸西、桑戸中、桑戸東)
27	春日居中学校	春日居町鎮目 613-2	春日居町(国府、鎮目上手、鎮目大俣、鎮目中、鎮目下町、鎮目山口、徳条)
28	春日居福祉保健センター	春日居町加茂 77-1	春日居町(枝郷、寺本、加茂)
29	春日居福社会館	春日居町寺本 142-1	春日居町(小松)
30	芦川小学校	芦川町中芦川 835	芦川町(上芦川、新井原、中芦川、鶯宿)
31	(臨)学びの杜みさか	御坂町夏目原 744	
32	(臨)御坂体育館	御坂町尾山 5	
33	(臨)いちのみや桃の 里ふれあい文化館	一宮町末木 921-1	
34	(臨)八代児童センター	八代町南 545-1	
35	(臨)境川総合会館	境川町三柵 3	

水害の場合

※避難対象地域を「行政区名」でお示ししていますが、必ずしも行政区の全域で避難が必要なのではなく、ハザードマップで表示されている浸水のおそれがある地域において避難が必要となります。あらかじめハザードマップで避難の必要性を御確認ください。

NO	指定避難所名	住所	指定避難所対象行政区名
1	石和東小学校	石和町中川 478	石和町(川中島、八田、山崎、松本、駅前、山岸)
2	笛吹高校	石和町市部 3	石和町(東町(笛吹川左岸)、日の出、下平井、向田) 御坂町(下成田)
3	御坂西小学校	御坂町夏目原 592-1	石和町(東町(笛吹川右岸)、仲町、西町、窪中島、四日市場)
4	御坂中学校	御坂町下野原 1257	石和町(小石和)
5	一宮中学校	一宮町末木 801	一宮町(下矢作、小城)
6	一宮西小学校	一宮町東原 330-2	一宮町(坪井、田中)
7	一宮北小学校	一宮町中尾 933	一宮町(北野呂、上矢作)
8	八代総合会館	八代町南 527	八代町(増田)
9	若彦路ふれあいスポーツ館	八代町南 457	八代町(南、北) 石和町(唐柏)
10	八代小学校	八代町岡 780	石和町(広瀬)
11	境川スポーツセンター 一体育館	境川町三柵 7	境川町(石橋、三柵、大坪、境) 石和町(東高橋、今井、河内、砂原、井戸、東油川、恵比寿)
12	境川小学校	境川町小黑坂 1941	境川町(原)
13	寺尾の湯	境川町寺尾 1534	境川町(間門)
14	春日居小学校	春日居町桑戸 664	春日居町(熊野堂下、熊野堂上、下岩下上、下岩下下、別田、桑戸北、桑戸西、桑戸中、桑戸東)
15	(代)春日居児童センター (代)春日居学童児童ひろば	春日居町加茂 97-1 春日居町加茂 97-2	春日居町(国府)
16	(代)あぐり情報ステーション	春日居町寺本 155-1	春日居町(鎮目上手、鎮目大俣、鎮目中、鎮目下町、鎮目山口、徳条)
17	春日居福祉保健センター	春日居町加茂 77-1	春日居町(枝郷、寺本、加茂)

NO	指定避難所名	住所	指定避難所対象行政区名
18	春日居福祉会館	春日居町寺本 142-1	春日居町(小松)
19	(臨)学びの杜みさか	御坂町夏目原 744	
20	(臨)御坂体育館	御坂町尾山 5	
21	(臨)いちのみや桃の里ふれあい文化館	一宮町末木 921-1	
22	(臨)八代児童センター	八代町南 545-1	
23	(臨)境川総合会館	境川町三柵 3	

土砂災害の場合

※避難対象地域を「行政区名」でお示ししていますが、必ずしも行政区の全域で避難が必要なものではなく、ハザードマップで表示されている土砂災害警戒区域等において避難が必要となります。あらかじめハザードマップで避難の必要性を御確認ください。

NO	指定避難所名	住所	指定避難所対象行政区名
1	石和東小学校	石和町中川 478	石和町(山岸)
2	御坂児童センター	御坂町栗合 372-12	御坂町(藤野木、新田、立沢、戸倉、十郎、新上宿、坂野、道場、駒留、若宮、八反田、下黒駒)
3	御坂中学校	御坂町下野原 1257	御坂町(尾山、竹居、大野寺、二階)
4	一宮中学校	一宮町末木 801	一宮町(一ノ宮)
5	一宮南小学校	一宮町土塚 655-2	一宮町(市之蔵、新巻、塩田、神沢、東新居、狐新居、金沢、土塚、石)
6	八代総合会館	八代町南 527	芦川町(上芦川、新井原、中芦川、鶯宿)
7	浅川中学校	八代町岡 1111	八代町(岡、米倉)
8	八代小学校	八代町岡 780	八代町(高家、竹居、奈良原)
9	境川スポーツセンター 一体育館	境川町三柵 7	境川町(石橋、三柵)
10	境川小学校	境川町小黒坂 1941	境川町(大黒坂、小黒坂、小山、前間田、原、大窪、藤壘)
11	寺尾の湯	境川町寺尾 1534	境川町(上寺尾、中寺尾、間門)

NO	指定避難所名	住所	指定避難所対象行政区名
12	(代)あぐり情報ステーション	春日居町寺本 155-1	春日居町(鎮目山口)
13	(臨)学びの杜みさか	御坂町夏目原 744	
14	(臨)御坂体育館	御坂町尾山 5	
15	(臨)いちのみや桃の里ふれあい文化館	一宮町末木 921-1	
16	(臨)八代児童センター	八代町南 545-1	
17	(臨)境川総合会館	境川町三柵 3	

(臨)とは、指定避難所への避難者が受入れ可能人数を超え、受入れができなかった避難者を受け入れるため、臨時的に開設する避難所(臨時避難所)のことを指します。

(代)とは、浸水想定区域内にある指定避難所を開設することが出来ず、当該指定避難所の避難者を代替で受け入れるために開設する避難所(代替避難所)のことを指します。

(該当する指定避難所：春日居中学校)

